

公示送達書

別添の公示送達簿に記載した者については、住所、居所、事務所及び事業所が不明のため
地方税法の規定により公示送達します。

なお、この書類は市長が保管していますので、該当者は交付の請求をしてください。

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年9月11日

船 橋 市 長 松 戸 徹



公 示 送 達 簿

No.	科目	氏名	備考
1	国民健康保険料	鴨下 均	船橋市国民健康保険条例施行規則第24条
2	国民健康保険料	嶋野 邦雄	船橋市国民健康保険条例施行規則第24条
3	国民健康保険料	J I N Y I L A N	船橋市国民健康保険条例施行規則第24条
4	国民健康保険料	M A L D O N A D O K A M R I N R I O	船橋市国民健康保険条例施行規則第24条
5	国民健康保険料	三瀬 アツオ	船橋市国民健康保険条例施行規則第24条
6	国民健康保険料	W I A T R C H R I S T O P H E R	船橋市国民健康保険条例施行規則第24条
7	国民健康保険料	L E E H Y U N J O O	船橋市国民健康保険条例施行規則第24条
8	国民健康保険料	W A T S O N H A M I L T O N B R A D F O R D	船橋市国民健康保険条例施行規則第24条
9	国民健康保険料	小石 司	船橋市国民健康保険条例施行規則第24条
10	国民健康保険料	藤木 晴康	船橋市国民健康保険条例施行規則第24条
11	国民健康保険料	陳 海水	船橋市国民健康保険条例施行規則第24条
12	国民健康保険料	松永 昇	船橋市国民健康保険条例施行規則第24条
13	国民健康保険料	我孫子 壽郎	船橋市国民健康保険条例施行規則第24条